

[商 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

1. X株式会社（以下「X社」という。）は、会社法上の公開会社であり、株券発行会社ではない。X社は、種類株式発行会社ではなく、その発行可能株式総数は10万株であり、発行済株式の総数は4万株（議決権の総数も4万個）である。X社の事業年度は6月1日から翌年5月31日までであり、定時株主総会の議決権の基準日は5月31日である。
2. X社は、主たる事業である電子機器の製造・販売業は堅調であったが、業績拡大の目的で多額の投資を行って開始した電力事業の不振により多額の負債を抱え、このままでは債務超過に陥るおそれがあった。
そこで、X社は、この状況から脱却するため、電力事業を売却し、同事業から撤退するとともに、募集株式を発行し、債権者に当該募集株式を引き受けてもらうことにより負債を減少させる計画を立てた。
3. X社は、同社に対して5億円の金銭債権（弁済期平成28年7月1日）を有するA株式会社（以下「A社」という。）に対し、A社のX社に対する同債権を利用して、募集株式1万株を発行することとして（払込金額は5万円、出資の履行の期日は平成28年5月27日）、A社にその旨の申入れをしたところ、A社の了解を得ることができた。
なお、当該募集株式の払込金額5万円は、A社に特に有利な金額ではない。また、A社は、当該募集株式の発行を受けるまで、X社の株式を有していなかった。

〔設問 1〕

X社がA社に対してX社の募集株式1万株を発行するに当たって、上記3のA社のX社に対する5億円の金銭債権を利用するには、どのような方法が考えられるか、論じなさい。なお、これを論ずるに当たっては、その方法を採用の場合に会社法上必要となる手続についても、言及しなさい。

4. X社は、電力事業の売却及び上記3の募集株式の発行により負債額を減少し、債権者に対する月々の弁済額を減額することができたが、電力事業によって生じた負債が完全に解消されたわけではなかった。また、主たる事業においても、大口の取引先が倒産したことなどによって事業計画に狂いが生じ、新たに資金調達をする必要が生じた。そこで、X社代表取締役Yは、Yの親族が経営し、X社と取引関係のないZ株式会社（以下「Z社」という。）に3億円を出資してもらってX社の募集株式を発行することとした（払込金額は5万円、出資の履行の期日は平成29年2月1日）。ところが、X社において当該募集株式についての募集事項の決定をした後、Yは、Z社から、同社が行っている事業が急激に悪化したことにより、3億円を払い込むことができない旨を告げられた。Z社の払込みがされずに、当該募集株式の発行ができないこととなると、X社の財務状態に対する信用が更に悪化するだけでなく、払込みをすることができなかったZ社の信用も悪化することが懸念された。そこで、YとZ社は、協議した上で、Z社がX社の連帯保証を受けて金融機関から3億円を借り入れ、これを当該募集株式の払込金額の払込みに充てるとともに、当該払込金をもって直ちに当該借入金を弁済することとした。
5. Z社は、平成29年2月1日、X社の連帯保証を受けて、金融機関（X社が定めた払込取扱機関とは異なる。）から3億円を借り入れ、同日、当該3億円をもって当該募集株式の払込金額の払込みに充て、X社は、Z社に対して、当該募集株式6000株を発行した。
なお、当該募集株式の払込金額5万円は、Z社に特に有利な金額ではない。また、Z社は、当

該募集株式の発行を受けるまで、X社の株式を有していなかった。

6. X社は、平成29年2月2日、当該払込金をX社の預金口座から引き出して、上記5のZ社の借入金債務を弁済した。

7. その後も、Z社の事業の状態は、悪化の一途をたどった。Z社の債権者であるB株式会社（以下「B社」という。）は、このままではZ社から弁済を受けることができなくなることを危惧し、Z社の保有する上記5のX社の株式をもって、Z社のB社に対する債務を代物弁済するよう求め、Z社もこれに応ずることとした。

そこで、平成29年5月29日、Z社は、B社に当該株式の全部をもって代物弁済し、また、B社は、当該株式について、X社から株主名簿の名義書換えを受けた。

〔設問2〕

- (1) 上記5の募集株式の発行に関して、X社の株主であるCが、Y及びZ社に対して、会社法上どのような責任を追及することができるか、その手段を含めて論じなさい。
- (2) 上記7の代物弁済を受けたB社は、X社の定時株主総会において、当該株式につき議決権を行使することができるか、論じなさい。なお、これを論ずるに当たっては、上記5の募集株式の発行の効力についても、言及しなさい。

第1 設問1

1 A社のX社に対する5億円の金銭債権(以下、「本件金銭債権」という。)を用いて、X社からA社に対して募集株式を発行するための手段としては、当該募集株式発行に関して、本件債権を現物出資(会社法(以下、会社法については法名省略。)199条1項3号)して新株発行をする方法(以下、「方法①」とする。)と、払込金額の払込みにおいて本件債権を受動債権とする合意相殺を行う方法(以下、「方法②」という。)が考えられる。

2 方法①を行う場合、本件債権の現物出資に際して207条の検査役調査が必要になるかが手続上問題となる。

現物出資を行う場合、原則として検査役による調査が必要となる(207条1項)が、同条9項5号は、現物出資資産が募集株式の引受人が有する発行会社に対する弁済期の到来した金銭債権である場合には、検査役の調査を不要としている。

しかしながら、本件金銭債権は、弁済期が平成28年7月1日であるところ、本件募集株式の払込期日である同年5月27日時点においては弁済期が到来していない。そのため、本件債権を自働債権として、払込金額の払込債務との間で相殺を行うには、原則通り207条各項が定める検査役調査を経る必要がある。

よって、検査役調査を経れば、方法①によってX社の募集株式の発行に当たって本件金銭債権を利用することができる。

3 方法②について、208条3項は募集株式の引受人側から、募

集株式の払込金額の払い込みと、自身の債権とを相殺すること禁じている。同項は、資本充実の要請から現実の払い込みを要求しており、合意による相殺にも、同項の趣旨が妥当するように思える。

他方、同項は、引受人側からの相殺以外については文言上禁止していないし、前述のように方法①による現物出資が可能であるところ、方法①同様に検査役調査がなされるのであれば、資本充実の要請を害することもないのであるから、方法①と同様、検査役調査を経ることにより、方法②も可能であると解する。

よって、検査役調査を経れば、方法②によっても、X社の募集株式の発行に当たり、本件金銭債権を利用することができる。

第2 設問2

1 小問(1)

(1) Z社に対する請求

ア Cとしては、X社がZ社に対して6000株の株式を発行した際、いわゆる見せ金によって払込みを仮装して株式を発行したものであると主張し、Z社に対して213条の2第1項1号の責任追及をすることが考えられる。

イ いわゆる見せ金は、引受人からは形式的には払込金額が払い込まれるものの、実質的には払込による資産形成がないことが問題であるので、「払込を仮装した場合」(213条の2第1項1号)の判断に当たっては実質に着目する必要がある。具体的には、払込の元となる借入金を返済するまでの期間の長短、当該払込金が

会社資金として運用された事実の有無、借入金の返済が会社の資金関係に及ぼす影響の有無等の客観的事情を観察して、決すべきと解する。

ウ 本問では、払込金額の払込みを行ったのは平成29年2月1日であるが、同払込金額は、翌日である同年同月2日に引き出されて返済されており、極めて短期間で返済されている。また、翌日に全額が返済されたためX社の事業資金として用いられたことは無い。X社は財務状態の悪化によって資金繰りに窮して、Z社への株式発行を行ったのであるから、3億円もの出資金を直ちに返済することは、X社の資金関係に明らかに悪影響を及ぼす。

以上からすれば、Z社による払込みに実態は無いものと評価せざるを得ない。

エ よって、Z社による払い込みは、213条の2第1項1号の「払込を仮装した場合」に当たり、Z社は、X社に対し、払込を仮装した金額の全額である3億円を支払わなければならない。

(2) Yに対する請求

上述の通り、Z社には213条の2第1項1号の責任が生ずる。この点、かかる仮装払込は、YとZ社が協議の上で決定し、実行したものであるところ、Yは、213条の1第1項の「募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役」に当たるため、Z社と同じ責任を負う。Z社とYの責任は連帯債務となる(213条の2第2項)。

(3) 責任追及の手段

前記のZ社及びYへの責任追及をするに当たっては、CはX社の株主であるところ、株主代表訴訟(847条1項)によって、責任追及をすることができる。

2 小問(2)

(1) X社の基準日は5月31日であるから、Z社株式を平成29年5月29日に引き受け、名義書換を受けたBは、形式的には、Z社の定時株主総会で議決権行使ができるように思える。

(2) しかし、前述の通り、X社のZ社に対する株式発行には、払込の仮装があったため、かかる株式発行の有効性が問題となる。

この点、209条2項は、仮装払込があった場合でも、適法な支払がなされた後でなければ「株主の権利を行使することができない。」と定めるのみで、仮装払込の場合に株式が失権するものとは定めていない。従って、法は、仮装払込があったとしても、株式自体は有効に成立することを前提としているものと解する。

(3) それでは、Bは議決権行使をすることが出来るか。209条3項は、仮装払込によって生じた株式を譲り受けた場合、当該譲受人に悪意又は重大な過失がある場合を除いて、株主の権利を行使することができる」と定めている。

よって、Bが譲り受けた株式が、Z社の仮装払込によって成立したことにつきBに悪意又は重大な過失があった場合を除き、Bは株主としての権利を行使することができる。 以上